

障害福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課

☎52-1112

精神障害者保健福祉手帳の交付について

精神疾患（知的障害を除く）を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方に対して、自立と社会復帰・社会参加のために手帳が交付されます。手帳の交付を受けると、税制上の優遇措置や生活保護の障害者加算等の施策支援を受けることができます。

交付の手続きに必要なもの

- (1) 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（社会福祉課窓口にあります）
- (2) 診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書等の写し
- (3) 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm、申請書には貼らずにお持ちください）
- (4) 印鑑（スタンプ印は不可）

障害の種類

- 1級...身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方
- 2級...日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする程度の方
- 3級...日常生活または社会生活に一定の制限を受ける方

有効期限

2年（2年ごとに障害の状態を再認定し更新します。有効期限の3か月前から更新の申請ができます。）

更新・変更手続き

手帳の更新、住所・氏名の変更、手帳の紛失・破損、障害程度の変更の場合は、社会福祉課窓口まで届け出てください。

返還手続き

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき、または死亡された場合は、手帳を社会福祉課窓口に戻してください。

第10回 小山地区広域市町村圏「広域連携フォトコンテスト」の作品を募集します

小山地区広域行政推進協議会（小山市・下野市・野木町の2市1町で構成）では、広域連携事業の一つとして、「圏域の魅力の再発見」と「親しみある圏域づくり」のために、「フォトコンテストを実施します。」

募集テーマ 「小山地区広域圏の魅力！」

応募受付期間 8月1日（金）～10月15日（水）（締切日必着）

審査会 10月23日（木）

表彰発表 11月上旬（応募者に通知）

作品サイズ 11月21日（金）

カラー四ツ切（ワイド四ツ切可）

組み写真・ASP写真・デジタル合成は不可

特に制限なし

未発表のものに限る。作品数は1人5点まで

プリントアウトしたもの（枠・パネルの提出は不可）

郵送または直接持ち込み

応募作品の裏には、所定事項を記入した応募票を必ず

貼ること。（応募票は、フォトコンテストチラシに付いて

います。チラシは、市内の主な公共施設に配付予定です。）

賞

・最優秀賞 1点（賞状・賞金10万円）

・特選 5点（賞状・賞金3万円）

・市町長賞 3点（賞状・賞金2万円）

・入選 10点（賞状・賞金1万円）

・佳作 10点（賞状・賞金5千円）

主催 小山地区広域行政推進協議会

小山市・下野市・野木町

応募・問い合わせ先

〒3229 0492 下野市小金井1127

下野市総務企画部企画財政課「広域連携フォトコンテスト係」
☎40) 5552



第9回 最優秀賞「かかし祭り」